

## 令和5年度 第2回鈴鹿市地域ケア推進会議 議事概要

日時 令和5年10月19日(木) 午後1時30分

場所 鈴鹿市役所12階 1203会議室

### 出席委員：18名

藤原 芳朗(会長・議長)、藤田 浩弥(副会長)、辻川 真弓、林 竜一郎、  
岡田 圭二、吉田 ひとみ、菊山 佳昌、齋藤 綾子、長谷川 友子、  
寺田 隆、伊藤 健司、山本 勝也、山本 裕一、伊藤 美和、中東 真紀、  
中条 裕、菅谷 信之、岸 俊子

### 事務局：19名

中村 昭宏(健康福祉部長)  
長尾 浩幸(健康福祉部次長兼社会福祉事務所長)  
中上 陽子(健康福祉部長寿社会課長)  
濱口 貴雄(健康福祉部長寿社会課管理グループリーダー)  
笠井 亨(健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループリーダー)  
伊藤 美宮(健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループ)  
平川 高睦(健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループ)  
中組 恵理子(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)  
伊藤 峻(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)  
相良 大輝(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)  
服部 亨(健康福祉部健康福祉政策課長)  
高山 剛(環境部廃棄物対策課廃棄物対策グループリーダー)  
古市 真弘(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター長)  
浅田 雅子(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)  
野村 浩美(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)  
武内 美穂(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)  
田中 真理子(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)  
田中 浩樹(鈴鹿市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉グループリーダー・  
第1層生活支援コーディネーター)  
佐藤 秀人(鈴鹿市社会福祉協議会地域福祉課権利擁護グループリーダー)

### 《会議の概要》

#### 1 あいさつ

健康福祉部長あいさつ

#### 2 事務連絡

資料1 第2回鈴鹿市地域ケア推進会議 資料一覧

資料2 第2回鈴鹿市地域ケア推進会議 委員・事務局名簿

#### 3 議事

(1) 会議の公開について

【会長・議長（藤原）】

会議の公開について事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

「会議の公開について」説明いたします。本会議におきましては、原則公開としております。本日の傍聴人は、0人です。本日は、傍聴を希望される方がいないことを報告いたします。

本会議の開催につきましては、市広報、市ホームページにて事前に公表しており、本日、本庁舎南側掲示板にて掲示させていただいております。

会議録につきましては、市ホームページにて公開してまいります。

なお、会議録を作成するため、録音をさせていただきたいと存じますが、この録音は、会議録作成にのみ使用し、会議録の作成が済みましたら消去いたしますので、御了承賜りますようお願いいたします。

また、委員の皆様には、発言の時に名前を言ってからお話させていただきますと、議事録作成の関係で、大変助かりますので、御協力をお願いします。

録音ボタンを押させていただきます。

・・・録音開始・・・

(2) 報告事項

ア 地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況

【会長・議長（藤原）】

「ア 地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」について事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

報告事項「ア 地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」については、健康福祉政策課長の服部から報告いたします。

【事務局（服部）】

前回5月に開催されました第1回の推進会議におきましても、少し説明をさせていただいており、その説明と重複するところがございますが、現在の検討も含めて進捗状況について説明をさせていただきます。

鈴鹿市におきましては、地域共生社会の実現に向けまして、令和6年度の開

始に向けて準備・移行に取り組んでいるというところでございます。

その中で、重層的支援体制の整備事業とは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるような包括的な支援体制を構築することで、今までの制度で相談が受けとめることができなかつた事案につきまして、世代や属性にかかわらず相談を受け、必要な機関支援につなぐ、制度の属性を問わない相談支援、相談者が地域と繋がりを持ち、社会参加の促進を行う参加支援、世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な居場所や、居場所を整備する地域づくりの三つの支援を一体的に実施する整備事業として位置付けられております。

当日配付させていただきました追加資料1を御覧いただきながら、説明させていただきます。重層的支援体制は先ほども説明させていただきましたように、相談者の属性・世代・相談の内容に関わらず、包括的な相談支援機関につなぎ、各相談支援機関の連携のもと、支援できる体制を構築するものでございます。

これまで庁内支援機関におきましても、縦割り制度によって、複雑化・多様化した相談に関し、受けた窓口でなかなか解決できなかった事案も少なからずあったと思います。

その中で、重層的支援体制の整備後には、担当分野以外の内容も一旦相談内容を聞き取っていただき、関係する担当分野の部署や相談機関と連携し、世代や属性を超えた相談を受け、窓口での相談後、担当分野の部署や関係機関を利用する場合には、窓口で聞き取った相談内容を共有するなど、連携を図れる仕組みを整備したいと考えております。

なお、現在も相談者がどこに相談すればいいかわからないという事案も多々あると思いますが、福祉の困りごとや相談がある場合には、現在社会福祉協議会にある、くらしサポートセンターや、健康福祉政策課の方にあります、生活相談グループが対応しておりますが、今後そういう体制にも対応できるように整備を進めて参りたいと考えております。

まずは最初に相談受けていただいた各所属、部署、相談機関の方がしっかり相談を受けとめていただいて、適切な支援機関へつなぐ体制を構築したいと考えております。

その中で受けとめた相談のうち、単独機関で対応が難しい案件につきましては、基本的には今まで通りと同じような各支援機関の方での連携を図りながら、既存の会議体で管理をしていただくということも現在やっているとありますが、この重層的な体制を整備していく中で、既存の制度では対応できない複雑化・複合化した困難ケースにつきましては、資料の図にあります多機関協働の中で、重層的支援会議や支援調整会議を活用しながら、支援関係機関が抱える課題の把握、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理などの整備

を行い、課題解決につなげる仕組みを構築するための協議を進めております。

解決するにあたって、課題が残るケースにつきましては、CSW が引き継ぎ、断らない相談支援を実施することにより、制度の狭間の問題を解決する体制を構築してまいります。

対応が複雑化する福祉課題に対するコミュニティソーシャルワーカーを令和3年度から鈴鹿市社会福祉協議会に配置をしていたしました。

前回の会議におきましても報告をさせていただきましたが、配置いたしました、コミュニティソーシャルワーカーが具体的な相談支援や活動を行った結果、やはり個別支援や地域支援に関しては、必要な分野ごとの適切な制度につなぐ役割を意識して活動をしていただいておりますが、活動する中で課題も見えてきております。

そのことから、令和5年度6月補正予算で対応させていただきまして、7月から2名のコミュニティソーシャルワーカーを増員し、6名体制といたしまして、活動等の体制の充実を図っております。

令和6年度に向けましては、8つの日常生活圏域での活動を視野に入れ、より効率的に活動できるようにコミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターが共同で活動できる体制整備の充実を図るため、引き続き鈴鹿市社会福祉協議会との協議・調整を進めているところでございます。

重層的支援体制の整備事業の実施につきましては、庁内関係各課との協議・調整をさらに進めてまいります。鈴鹿市の体制が整いましたら、委員の皆さんに報告をさせていただきたいと思っております。

整備に向けましては、各分野の関係機関の皆様の御協力なしには成り立たない事業でございますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

#### イ 身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等について

##### 【事務局（中上）】

それでは、引き続き、報告事項 イ 身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等について報告いたします。

令和3年度に本協議会から市に提出された「身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理」の意見書において、「実現のための取組」として、「権利擁護体制の強化」、「身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成」、「エンディングノートの活用やACPの周知啓発等、終活支援の推進」が提案されております。

この3つの取組のそれぞれの進捗状況について報告いたします。この意見書

の3番「実現のための取組」の「権利擁護体制の強化」、「身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成」、「エンディングノートの活用やACPの周知啓発等、終活支援の推進」について、それぞれ現在の進捗状況を報告いたします。

それでは、事項書の「(ア) 権利擁護体制の強化」に關しまして、鈴鹿市社会福祉協議会権利擁護グループの佐藤グループリーダーから報告いただきます。

#### 【事務局（佐藤）】

資料3を御覧ください。

鈴鹿日常生活自立支援センター及び鈴鹿市後見サポートセンターみらいの運営状況を報告します。

鈴鹿日常生活自立支援センターについて過去3年さかのぼって実績の方を上げさせていただきましたが、令和5年8月現在213名の利用者がいます。内訳は、認知症高齢者が41名、知的障がい者66名、精神障がい者93名、その他16名です。今年度に入り、解約が7件、支援回数が合計2,386回、電話対応が1,805件、県内利用者数が29市町で2,169名が利用しています。

職員体制ですが、専門員が合計5名、兼務の専門員が正規職員で2名、生活支援員が非常勤で19名、事務補助員が非常勤で1名になっております。

専門員は、利用契約や支援計画の作成を担い、再評価やケース会議への出席を行います。また、生活支援員は、支援計画に基づき、利用者宅や施設等に訪問し、利用者支援を行います。

続きまして、鈴鹿市後見サポートセンターみらいについて、こちらも令和2年度から実績を上げさせていただいておりますが、令和5年8月現在、新規の相談が44件、継続相談が62件、法人後見が5件あります。

後見類型が4名、補佐類型が1名、その中で施設に入所されている方が4名、在宅の方が1名となっております。

後見サポートセンター及び中核機関としての主な役割・業務についてですが、運営委員会の開催を年4回しており、法人後見、中核機関の運営、権利擁護の促進等を協議しています。今年度は6月と9月に開催し、12月と3月に予定しています。

次に権利擁護ネットワーク会議の開催ですが、鈴鹿市内の行政機関、福祉関係、法律関係の方々に集まっただき、権利擁護に関する研修会等の企画について検討いただいております。今年度は8月に第1回目を開催しております。

次に広報・啓発ですが、広報発行を行い、市民向け後見講座を年2回、専門職向け研修を3回コース実施しております。市民向け後見講座は1月に開催する予定で、専門職向け研修を11月から開始する予定です。

次の終活の支援については後ほどの報告事項で報告させていただきます。

続いて、市長申立て案件事務ですが、令和5年は4件対応しております。

次に市民後見人の育成ですが、近隣市町の実施状況を把握しながら、県社協と足並みを揃え、情報共有をしながら進めております。現在、桑名・四日市・津・伊賀・伊勢で育成が始まっております。成年後見制度利用促進に向けた関係機関の会議を三重県と県社協の主催で行われておりますので、そちらで検討して進めております。

最後に地域ケア圏域会議や関係機関会議等への参画を行っております。

以上が、中核機関としての主な役割・業務でございます。

### 【事務局（中上）】

次に「(イ) 身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成」につきまして報告いたします。

資料4を御覧ください。

身寄りがない方の入院・入所に関するガイドライン素案でございます。

このガイドラインについては、昨年11月17日に開催いたしました令和4年度第2回鈴鹿市地域ケア推進会議において、提案させていただいたものから、不十分な点について修正をさせていただいたものになります。

まず、ガイドライン2ページ目の(2)のキですが、「死亡時の遺体、遺品の引き取り、葬儀」となっていたところを、「死亡時の死亡届、遺体、遺品の引き取り」に修正し、より手続きに即した記載にいたしました。

同じく2ページ、4の(1)に、「相談窓口」を追加し、連絡先を示しました。

続きまして4ページの5、図1の一番下のキ、死亡時に「死亡届」を追加いたしました。

続きまして5ページから8ページまでが手続きの詳細になりますが、身寄りのない方の状況を、3つの状況に分けて説明しております。

判断能力が十分な場合、判断能力が不十分な場合で成年後見制度を利用している場合、判断能力が不十分な場合で成年後見制度を利用していない場合の3つに分類しまして、からアからキの項目で説明しております。

その中で、「キ 死亡時の死亡届、遺体品の引き取り」において、関係課と調整し、具体的な説明となるよう修正をしております。

続きまして9ページの6、医療行為の同意についての考え方の修正につきましては、医療行為の同意は本人が行うもので、ケアマネジャーなどの第三者が同意書へのサインをすることはできないことを明記するとともに、治療方針等の決定プロセスを、状況別に整理しております。

最後に11ページの10、連絡先一覧も修正させていただいております。

修正箇所は以上でございます。

今後、本ガイドラインの素案を入院施設のある病院関係者などと意見交換を行い、確定に向けて調整したいと考えております。

また、ガイドライン素案の7ページ、(3)の「ア 入院、入所の手続き」の最終行に、成年後見制度の利用が必要と思われる場合は、相談窓口へ相談と記載されていますが、相談を行った場合でも、手続きに一定の期間が必要であり、制度を利用するまでの間、各機関への対応が求められています。

この空白期間の支援の必要性について、続きまして、基幹型包括支援センターの古市センター長から報告をいただきます。

### 【事務局（古市）】

身寄りのない高齢者の身元保証等金銭管理等についてということで、資料5をご覧ください。

これまでの取り組みの経緯というところから説明をさせていただきます。

先ほども説明のありましたとおり、令和3年度の推進会議で議論をし、鈴鹿市長に対して意見書という形でこの身寄りのない高齢者の身元保証、金銭管理について提出していただいております。

権利擁護体制の強化、ガイドラインの作成、エンディングノートの活用、ACPの周知啓発、終活支援の推進を主に強化して、取り組んでおります。

令和4年度には、ガイドラインの素案を作成にあたって身元保証作業部会を立ち上げ、行政、医療関係者、施設関係者、介護支援専門員、包括支援センターの職員が中心となってガイドラインを作成したというところでございます。

このガイドラインには、身寄りのない独居の方、家族の支援が受けられない方を対象にしており、身元保証に求められる役割を整理させていただいております。

このガイドラインを作成する中で、この身元保証を進める上での課題が何点か出てきております。

権利擁護体制を強化するという事になっておりますが、こういった公的制度を利用するまでには、手続きに数ヶ月程度の時間が要していることや、医療行為の同意については、本人以外の第三者に緊急の場合は求められることが実際あるということ、身元保証人がいない場合は、入院・入所の手続きが進められない場合があり、利用に至らない場合もあるということがわかってまいりました。

また、民間の身元保証会社がありますが、管理する監督官庁がないということで、利用にあたっては、透明性がなかなか担保されないのではないかとこのような課題もございます。

裏面に御覧いただいて、家族がいても、疎遠になっている場合や、関係性が悪化している場合は、家族がいても身元保証はなかなか求めることができないこともあります。

また、認知機能の低下が見られる場合は、後見制度等の公的制度に繋がる場合がありますが、身寄りがいないというだけで、認知機能等の低下が見られない方への身元保証の仕組みがないという課題もございます。

2番目の他市における取組状況ということで、三重県内においても、こういった身元保証の取組ということで、それぞれの市町で抱えている身元保証の保障ニーズに応じて、取組を進められております。

簡単に説明させていただきますと、1番目が伊賀市の取組で、保証プロジェクトというものを立ち上げられ、令和元年から令和3年に検証・研究も含め、地域に根差してこの身元保証について取り組まれました。入院・入所のみならず、アパート等の入居や就職時にも身元保証人を求められ、地域でこういった保障ニーズがあるということで、従来の人やお金に頼った保証だけではなく、地域住民や様々な関係機関・団体等が連携し、地域の支え合いの仕組み・機能を整備しながら、保障がないために利用ができないといったことがないように、現在も取り組んでおられます。

2番目が四日市市の事例で、こちらは入院・入所サポート事業というものを取り組んでおられます。市内の病院や施設へ入院・入所について、親族等の支援者がいない場合、且つ本人が事業の趣旨を理解して契約を締結できる場合に、費用の支払いや、入院・入所を継続するための必要な手続きの代行などの支援をしておられます。この取組は、本当に身寄りがいない方や、どこの制度にも引っかかってこない方のセーフティーネットの機能を有しており、福祉サービスや、関係機関につなぐというような、つなぎ支援をしているということがポイントとして挙げられると思います。こちらの事業は、高齢者の方だけではなく、身寄りのいない障害者の方や虐待を受け続けていて親族の方からの支援を受けられない方も対象にされているということで、20代、30代、40代の方も対象になっています。

3番目が木曾岬町の事例で、やっとかあんしん生活事業というものを取り組んでおられます。こちらは身寄りがいない、または親族を頼ることができないといった理由で、将来に不安を抱えておられる一人暮らしの高齢者の方、または高齢者のみの世帯の方を対象に、元気なうちに契約を行い、必要な時に支援ができるような事業ということで、各種手続きや金銭管理を3年前から取り組んでおられます。木曾岬町は、人口6,000人程度で規模としては小さい町にはなりますが、きっかけは地域の住民の方からの相談からこのような事業が成り立ったとのことでした。

3つの市町は、地域で支え合いをしていく仕組み、セーフティーネットの役割の仕組み、実際に身元保証のサービスを提供する仕組みということで、それぞれ取組状況としては異なっておりますが、基本的にそれぞれの保障ニーズに応じて取り組まれております。

3番目の取組の方向性ということで、鈴鹿市もガイドライン素案を作成しておりますが、この身元保証の実際の仕組みを構築していかなくてはならないわけでございます。三重県内においては、こういった取組をしている市町は、29市町中先ほどの3市町しかなく、鈴鹿方式の身元保証をどう考えていくかを今後、検討していくということが必要であると思っております。

#### 【事務局（中上）】

身元保証に係る研究会については、本年度中に基幹型包括支援センター、社協、病院部会の方々で行われる予定で、本市も参画させていただく予定をしております。

次に「(ウ) エンディングノートの活用やACPの周知啓発等、終活支援の推進」について報告いたします。

エンディングノートの活用の周知啓発につきまして、鈴鹿市社会福祉協議会権利擁護グループの佐藤グループリーダーから報告いただきます。

#### 【事務局（佐藤）】

エンディングノートと就活支援に関して、9月9日に権利擁護講演会がありまして、行政機関、基幹型包括、地域包括の主催による講演会で市のイスのサンケイホール鈴鹿で開催されたものです。

そちらのテーマとして、終活やエンディングノートを取り上げていただいて、鈴鹿市で作成している人生ノートをテキストとして使っていただきました。

また、9月17日のアルツハイマーイベントに関しましては、終活に関する相談講座を開催し、そちらでも人生ノートの配布を行っております。

それから、ふれあいいいきサロンで終活や人生ノート等に関するお話もさせていただいております。

その他には、行政書士の方が相談の中で人生ノートを使われるということで、配布に御協力をいただいております。

#### 【事務局（中上）】

続きまして ACP に関しましては、長寿社会課伊藤から報告させていただきます。

**【事務局（伊藤）】**

現在 ACP の取組については鈴鹿市医師会様を中心に ACP 委員会で検討を行っているところです。

一般社団法人日本老年医学会が作成した ACP 啓発動画があり、こちらを活用して ACP の市民啓発を行っていくことを多職種の委員の皆様から合意をいただきましたので、進めて参りたいと思います。

ウ 第 10 次鈴鹿市高齢者福祉計画の策定について

**【事務局（中上）】**

それでは、引き続き報告事項 ウ 第 10 次鈴鹿市高齢者福祉計画の策定について報告いたします。こちらは、長寿社会課高齢者福祉グループリーダーの笠井から報告いたします。

**【事務局（笠井）】**

それでは追加資料 2 を御覧ください。

6 月に開催されました 1 回目の地域ケア推進会議で、計画の概要等について説明をさせていただいておりますので、本日は計画の策定経過を中心に報告させていただきます。

まず、「1 計画の策定経過」でございます。本計画の策定にあたっては、高齢者施策推進協議会の委員の中から 12 名の方に策定委員として御参画いただき、計画の素案策定に取り組んでいただいているところでございます。

「(1) 鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会」に記載の内容が、これまでの開催状況と審議いただいた内容です。

1 回目の策定委員会は、計画策定の概要の説明をさせていただき、現在の計画である第 9 次計画の進捗状況につきまして、御意見をいただきました。

2 回目の策定委員会は、鈴鹿市における総人口や高齢者人口、要介護認定者の推移及び今後の見通し、広域連合が昨年度実施しましたアンケート調査の結果の概要、計画の体系案について御意見をいただいております。

3 回目の策定委員会は計画の骨子案、4 回目の策定委員会は計画の素案、そして本日開催させていただきました 5 回目の策定委員会においては、実際に計画書に近いかたちでまとめさせていただきました計画の素案について御意見等をいただいたところでございます。

「(2) 庁内検討委員会」についてでございますが、庁内の関係課の職員が検討委員となり、計画検討委員会を組織しておりまして、計画策定委員会と並

行し、計画の策定作業を進めております。その開催状況と内容が、表の通りでございます。

続きまして、「2 基本理念と基本目標について」でございます。今回策定を行っている第10次計画につきましては、これまで推進を図ってきました地域包括ケアシステムの推進の考え方を継承いたしまして、第9次計画の見直しを図る観点から、これまでの基本理念である「地域の中で高齢者が自分らしく生きるまち「すずか」をめざして」をこのまま続けさせていただきまして、3つの基本目標を掲げ、計画を推進していくこととしています。

基本目標につきましては、これまで2つの基本目標でしたが、第10次計画におきましては、認知症施策の推進を新たな基本目標に掲げ、地域包括ケアシステムの推進、高齢者の生活支援の充実の中で推進を図っていくこととしております。

資料の裏面めくっていただきまして、こちらが各基本目標における成果指標になりますが、それぞれ令和6年度から令和8年度までの目標を掲げ、こちらの目標に向けて推進してまいります。

この成果指標につきましては、現在並行して策定しております鈴鹿市総合計画の目標値との整合を図っております。

次に、「3 計画（素案）の構成について」でございます。計画の構成につきましては、第1章から第5章という形で、こちらの方で計画の構成を考えております。

最後に「4 今後のスケジュールについて」でございます。本日の第5回策定委員会の後、委員の皆様の見解を反映した素案を翌週の10月23日に庁内の意思決定会議である行政経営会議の方に諮ります。

庁内で承認が得られましたら、11月に議会の方に説明を行い、翌月に市民に広く意見を聞くため、パブリックコメントの実施を行います。その後は、パブリックコメントでいただきました意見を精査しまして、反映できるものは反映させていただき、計画案の方を修正させていただきます。

また、こちらの修正につきましては、2月8日の第6回策定委員会で委員の皆様から御意見をいただき、意見を反映した計画案を改めて庁内の会議で諮り、承認を受けた後、冊子を制作して、3月に計画の公表を行う予定です。

#### 【事務局（中上）】

「議事(2) 報告事項」については以上です。議長お願いいたします。

#### 【会長・議長（藤原）】

はい。ここまで報告事項としてそれぞれ報告いただきました。

ガイドラインについては、非常に難しい問題で、出口が見えないような話になりますが、リビングウィルの関係にも結び付きます。意思がクリアなうちに明確にさせていただかないと、困難になってしまうということなので、エンディングノートにしっかり書いていただくことが大切だと思います。

何か御意見等がありますか。

**【委員（辻川）】**

ガイドラインの2ページの「(2) 身元保証に求められると考えられる機能や役割」という表現が分かりにくく感じます。このア～キは機能や役割というより身元保証が必要になる状況なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

**【事務局（中上）】**

記載内容を調整させていただきます。

**【委員（辻川）】**

ガイドラインの6ページの「遺体の火葬を行う者」という表記は「遺体の火葬の手続きを行う者」が正しいと思いますがいかがでしょうか。

**【事務局（中上）】**

実際に火葬を行う者は市の職員ですが、法律上の表記に合わせて記載しておりますので、分かりづらくなっていると思います。表現については検討させていただきます。

**【委員（菅谷）】**

ガイドラインの4ページの「身寄りのない方の入院・入所に関する対応フロー」ですが、当初判断能力が十分でも、フローを進める中で判断能力が不十分になるケースもあると思いますが、その場合はどうなりますか。

**【事務局（中上）】**

困った時の状態がどうか、その時々で確認いただければと思います。

**(3) 協議事項 高齢者のごみ出し問題について**

**【会長・議長（藤原）】**

それでは、引き続き、会議を進めます。「議事(3)番 協議事項」に移ります。高齢者のごみ出し問題について、事務局より説明願います。

## 【事務局（中上）】

それでは、資料6を御覧ください。

「高齢者のごみ出しの現状と課題について」まとめた資料になりますので、こちらを説明させていただきます。

まず、「1 現状」ですが、「(1) 日常生活に問題がない場合」は、集積所まで高齢者が自分でごみ出しを行っています。

次に「(2) 日常生活に多少の困難があり、ごみ出しがしづらい場合」は、地域づくり協議会が実施する支え合い活動の中で、生活支援の取組を実施していただきますので、依頼があればごみ出しを行っています。

また、基本チェックリストでサービス事業対象者となった方及び要支援1・2の方で、訪問型サービスBを利用する場合は、シルバー人材センターの会員や、サービスBを実施する地域づくり協議会の支援会員が生活支援としてごみ出しを行うことがあります。

それから、認知症の方やその介護者の負担軽減を図るための有償サービスである「オレンジサポートかりん」の活動の一つとして、支援会員によるごみ出し支援もあります。

先ほど説明しました地域づくり協議会の支え合い活動の令和5年3月末時点の実施状況は下の表のとおりです。ごみ出しの実績としては、稲生地区が15件、旭が丘地区が4件、国府地区が2件、庄野地区が91件、郡山地区が0件、合川地区が123件、天名地区が0件でした。

次に「(3) 日常生活に問題があり、ごみ出しができない場合」は、ヘルパーが家事支援としてごみ出しを行っていただいています。

裏面をご覧くださいまして、「2 課題」についてです。

ごみ出しの対策については、介護保険によるフォーマルな支援と、地域の支え合い活動やボランティアによるインフォーマルな支援がありますが、インフォーマルな支援については、地域ごとに取組内容が異なることや、全ての地域で実施されていない現状があり、担い手不足も課題のひとつとなっています。

ヘルパーのごみ出しについては、集積時間が基本的にヘルパーの始業前であり対応が難しく、朝の時間は支援が集中する時間帯であるため、ヘルパーの派遣が難しいという問題があります。

また、ヘルパーは各利用者への訪問を続けて行うことが多く、原則ごみの持ち帰りが禁止であるため、ここにも問題があります。

それから、今年度鈴鹿亀山地区広域連合が実施した第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査において、その結果から抽出された課題を記載してございます。

1つ目、「近所で困っている高齢者のみ世帯等への対応」について、「頼まれ

れば手伝いたい」という回答が多いですが、「自分のことが精一杯でできない」という消極的な回答も多く、地域における支え合いの意識の醸成について課題があります。

2つ目、「どのような条件を整えば、地域で困っている方を手伝えるか」について、「一緒に活動する仲間がいればできる」、「自分が得意なことを生かせるのであればできる」という回答が多く、市内全域に支え合い活動を普及させることと、活動を多くの方に知ってもらうための周知・啓発に課題があります。

3つ目、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス等を勧めていないケアマネジャーへの調査で、勧めていない理由として「サービスの実情が分からず、勧めづらい」という回答が多く、ケアマネジャーへのサービスの周知・啓発に課題があります。

4つ目、ボランティア等による介護・生活支援サービスを活用できていないケアマネジャーへの調査で、活用できていない理由として「提供量が少ない」「地域により差がある」「提供内容が分かりづらい」といった回答が多く、ケアマネジャーへのサービスの周知・啓発や、地域での支え合い活動の普及に課題があります。

以上が高齢者のごみ出しの現状と課題についてでございます。

**【会長・議長（藤原）】**

事務局から高齢者のごみ出しの現状と課題について説明をしていただきました。ここで皆さんの御意見を伺いたいと思います。

**【委員（山本 裕一）】**

2点質問がありまして、1点目は、支えあい活動の実施状況の中で、各地区ごみ出し支援の実績が合川は123件で延べ件数がすごく多く、郡山や天名は0件とかなり差がありますが、何か理由はありますか。

**【事務局（中上）】**

理由については検証したことはないですが、その地区の状況によって、何に課題があるかということも影響してきますし、支援を求めている会員さんが多い、少ないということもあると思います。

**【委員（山本 裕一）】**

郡山地区は、太陽の街という団地が多いところで、高齢者世帯や単身世帯も多いイメージがあります。坂道がある場所もあって、不便を感じている人もいられると思われませんが、何故利用会員も少なく、実績も少ないのかということが疑

問に感じています。

**【事務局（中上）】**

支え合い活動を始めた時期や、軌道に乗っているかどうかということもございます。あとは、支え合い活動を始めるにあたって、地域住民の合意形成が十分されたかどうかというところで、地域住民への浸透している度合いに違いがあります。

郡山地区の場合は、やはり支援する人もされる人も登録人数がまだまだ少ない現状がありますので、0件という結果になっていると思います。今後地域づくり協議会、生活支援コーディネーター、長寿社会課の方で支援を進めていきたいと思っています。

**【委員（山本 裕一）】**

2点目ですが、資料裏面のケアマネジャーが介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス等を勧めていない理由として、「サービスの実情が分からず、勧めづらい」とありますが、実際そのように感じる場合があります。支え合い活動を実施している地区と実施していない地区があって、実施していない地区はシルバー人材センターに依頼をかけるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

**【事務局（中上）】**

訪問型サービスBについては、稲生地区、旭ヶ丘地区、庄野地区の3地区で、その他8地区はまだサービスBに移行していない支え合い事業を行っている地区になります。

カバーできていない地域、もしくは地域づくり協議会さんが実施されていても、近所の人に支援されるのは気が引けるっていうような方もいらっしゃると思いますので、その場合はシルバー人材センターさんの方に頼んでいただきますと、シルバーの方で訪問型サービスBを実施していただけることになっています。

一応市内全域をカバーするよう、シルバー人材センターとは調整をしております。

**【会長・議長（藤原）】**

その他御意見等がありますか。

**【委員（長谷川）】**

社協にもヘルパー事業所がありますが、8時ぐらいまでにごみを出してしま

わないといけないというところで、やはり支援たくさん依頼をいただいても、実施できにくい状況があります。

今支援している方については、ごみ出しとともに掃除等のサービスを組み合わせながら、支援に入っている状況です。

ただ、やはり8時までの問題がありまして、例えば隣の四日市市では、地区市民センターに、ごみポストのようなものを置いていただいて、登録いただいたヘルパー事業所に鍵の番号教えていただいて、朝でなくてもごみ捨てられるような状況を作っているようです。

それが鈴鹿でできるものかどうかはわかりませんが、何か取組ができると、ヘルパーとしても助かるのではないかと思います。

**【会長・議長（藤原）】**

大変前向きな、有効な意見です。これについて、事務局何かあります。

**【事務局（中上）】**

他市町の事例について、研究していきたいと思います。

実際に携わってみえる方で、どのようなサービスがあれば、こういった課題を解決できるのかということをお意見お持ちの方がいらっしゃると思いますので、もう少しお聞かせいただけないでしょうか。

**【会長・議長（藤原）】**

どなたか御意見ありますか。

**【委員（菊山）】**

リハビリ専門職としての視点ですが、ごみ出しでも何ができて何ができないのかというところの把握が大事だと思います。

やはり動作的には問題なくても、認知症があつて分別のところでごみを出すにも準備ができない方や鬱病の方、認知症でも他者を寄せ付けない攻撃的な前頭側頭型認知症のような方ですと、近所の方との人間関係が崩れていって、ごみを出すことが嫌になってしまっているなど、色々な方がみえます。

ごみを出せるか出せないかではなく、ごみを出しにくい環境や、認知症の方々をどれぐらい事前に見つけて、サポートしていくか、こういった視点があれば、全体的に見たらごみ出しができる人が増えてくるのではないかと思います。

**【会長・議長（藤原）】**

その他御意見等がありますか。

**【委員（山本 裕一）】**

先ほどの菊山委員の意見に付随して、ごみの分別はできるけれどごみ集積所まで行けないのか、ごみの分別も難しく袋にまとめることも難しいのか、というところもあると思います。

例えばごみ袋に入れて、家の外に置ける方もいると思うので、生活支援活動の方々が、8時ぐらいに登録されている方の何件かのごみをまとめて持って、一つの集積所に捨てるようにすれば、効率がいいのではないのでしょうか。

業者や支え合いに託すだけでなく、自分でできるところは自分でしてもらえれば、支援会員の方の手間ややりにくいと思う部分を解決できるのではないかと思います。

**【会長・議長（藤原）】**

その他いかがでしょうか。

**【委員（辻川）】**

主婦の立場から言うと、ごみを前日に出すことができれば、楽になることもあると思います。場所によって違うとは思いますが、私の地区も当日しか出せなかった時期と、今は前日からちゃんと出せるようになって、近所の方でもヘルパーが前日にサービスとともに持っていってくれているので、そういうことも組み合わせるといいのではないかと思います。

**【会長・議長（藤原）】**

概ね意見が出たと思いますが、委員の皆様からいただいた意見を事務局でまとめていただくということによろしいですか。

**【事務局（中上）】**

他市町の事例のようにいつでもヘルパーが使えるごみ置き場の設置に関する御意見や、支援のいる方でもそれぞれが自立できる場所と地域の支え合い事業をうまく組み合わせる方がいいのではないかという御意見、また朝に出さなければいけないところをもう少し柔軟にすることができれば、支援が広がるのではないかといった御意見があったと思います。今いただいた御意見についてはまとめさせていただきますが、通常ですと意見がまとまったところで、この協議会の意見として提言としてまとめることになります。今回はどういたしますか。

**【委員（岸）】**

まとめるには早急ではないかと思えます。

例えば、前日からゴミ捨て場が使えれば、皆が大いに助かります。

しかし、現在熊が問題になっているように、鈴鹿でも山間部へ行けば、猿の被害が多いわけで、猿はゴミ捨て場の鍵を自分で開けて荒らしていくというような事態が起こることもありますし、それによって子どもに被害が及ぶというようなことがあるので、もう少し考えるべきではないかと思えます。

このごみ出しに関して、どういう方を対象にするのかと思いつつ意見を聞いていました。先ほどもお話しがありましたように、精神疾患や認知症によって暴言や暴力がある方々のごみ出し支援は、近隣の者ではとても難しいと思えます。

私は市民委員ですので、市民の私たちこそここでお話が聞ければ、それをもとに地域で実践してみるのもいいのではないかと思っていました。

実際に私が「オレンジサポートかりん」で担当している際は、前日の夕方に利用者のお宅に伺って、ごみを預かって翌日に自分のごみと一緒に出すということをしたり、現在は近くの人のごみを預かって出したりしています。

それから私は、ごみ出しは軽トラックを使用して出すことがあるのですが、一緒に乗せて行ってほしいと言われることもあって荷台にごみを乗せることもあります。

近所同士で助け合えるような地域にできるように、少しずつ頑張りたいと思えます。

話が少しそれましたが、ごみ出しについてはもう少し検討できればと思えます。

**【事務局（中上）】**

岸委員が言われるとおり、継続審議とさせていただいてよろしいでしょうか。

**【会長・議長（藤原）】**

こういった御意見がありました、皆さんよろしいでしょうか。

・・・異議なし・・・

**【会長・議長（藤原）】**

それでは以上をもちましてすべての議事が終了しましたので、事務局に会議の進行をお返ししたいと思います。

・・・議事終了・・・